

○国家公安委員会規則第九号

国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）第八条第三項の規定に基づき、国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律施行規則を次のように定める。

平成二十八年四月一日

国家公安委員会委員長 河野 太郎

国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律施行規則

（定義）

第一条 この規則において使用する用語は、国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例による。

(施設管理者等の通報の方法)

第二条 法第八条第二項第一号又は第二号に掲げる小型無人機等の飛行を行おうとする者(以下「操縦者」という。)のうち対象施設の管理者又は土地の所有者若しくは占有者(以下「施設管理者等」という。)が行う同条第三項の規定による通報は、小型無人機等の飛行を開始する時間の四十八時間前までに、次の各号に掲げる事項を記載した別記様式第一号の通報書を、当該小型無人機等の飛行に係る対象施設周辺地域を管轄する警察署長(当該対象施設周辺地域が同一の都道府県公安委員会の管理に属する二以上の警察署長の管轄にわたるときは、そのいずれかの所轄警察署長。以下「所轄警察署長」という。)を経由して、当該対象施設周辺地域を管轄する都道府県公安委員会(当該対象施設周辺地域が法第二条第一項第一号ホに掲げる対象施設に係るものである場合には、東京都公安委員会及び皇宮警察本部長。以下「公安委員会等」という。)に提出して行うものとする。

- 一 小型無人機等の飛行を行う日時
- 二 小型無人機等の飛行を行う目的
- 三 小型無人機等の飛行に係る対象施設周辺地域内の区域

四 操縦者の氏名、生年月日、住所及び電話番号

五 操縦者の勤務先の名称、所在地及び電話番号（操縦者が当該者の勤務先の業務として小型無人機等の飛行を行おうとする場合に限る。）

六 小型無人機等の飛行に係る機器の種類及び特徴（製造者、名称、製造番号、色、大きさ、積載物その他の特徴をいう。）

2 前項の規定は、操縦者のうち施設管理者等以外の者が行う法第八条第三項の規定による通報について準用する。この場合において、前項中「通報は」とあるのは「通報は、施設管理者等の同意を得た上で」と、「事項」とあるのは「事項並びに小型無人機等の飛行について同意をした施設管理者等の氏名、住所及び電話番号」と、「通報書」とあるのは「通報書及び小型無人機等の飛行について同意をした施設管理者等の同意を証明する書面の写し」と読み替えるものとする。

（公務操縦者の通報の方法）

第三条 法第八条第二項第三号に掲げる小型無人機等の飛行を行おうとする者（以下「公務操縦者」という。）が行う同条第三項の規定による通報は、小型無人機等の飛行を開始する時間の四十八時間前までに、

次の各号に掲げる書類を、所轄警察署長を経由して、公安委員会等に提出して行うものとする。

一 前条第一項第一号から第三号まで及び第六号に掲げる事項並びに次に掲げる事項を記載した別記様式

第二号の通報書

イ 公務操縦者の氏名、生年月日、住所及び電話番号

ロ 公務操縦者の勤務先の名称、所在地及び電話番号

ハ 小型無人機等の飛行を委託した国又は地方公共団体の機関の名称、事務所の所在地、担当者の氏名及び電話番号（公務操縦者が国又は地方公共団体の委託を受けて小型無人機等の飛行を行う場合に限り。）

二 公務操縦者が国又は地方公共団体の委託を受けて小型無人機等の飛行を行うことを証明する書面の写

シ（公務操縦者が国又は地方公共団体の委託を受けて小型無人機等の飛行を行う場合に限り。）

（小型無人機等の飛行に係る機器の提示等）

第四条 前二条の規定により書類を提出する場合には、当該通報に係る小型無人機等の飛行に係る機器を所轄警察署長に提示しなければならない。ただし、提示することが困難な場合においては、当該機器の写真

を提出することですりる。

(緊急時の特例)

第五条 法第八条第三項の規定による通報は、前三条の規定にかかわらず、災害その他緊急やむを得ない場合においては、小型無人機等の飛行を開始する時間の直前までに、次の各号に掲げる者ごとに当該各号に定める事項を所轄警察署長に対して口頭で行うことですりる。

- 一 操縦者のうち施設管理者等 第二条第一項各号に掲げる事項
- 二 操縦者のうち施設管理者等以外の者 第二条第二項において準用する同条第一項各号に掲げる事項並びに小型無人機等の飛行について同意をした施設管理者等の氏名、住所及び電話番号
- 三 公務操縦者 第三条第一項第一号に規定する事項

附 則

この規則は、法の施行の日から施行する。

別記様式第一号（第2条関係）

小型無人機等の飛行に関する通報書

国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第8条第3項の規定により通報します。

年 月 日

公安委員会 殿

操縦者

氏名

㊟

小型無人機等の飛行を行う日時	年 月 日 時 分から 時 分まで	
小型無人機等の飛行を行う目的		
小型無人機等の飛行に係る区域		
操縦者	氏名 生年月日 住所 電話番号	
操縦者の勤務先	名称 所在地 電話番号	
同意をした対象施設の管理者又は土地の所有者若しくは占有者	氏名 住所 電話番号	

機器の種類					
機器の特徴					
製造者		名称		製造番号	
色		大きさ		積載物	
その他の特徴					
備考					

備考1 法第2条第1項第1号ホに掲げる対象施設に係る通報である場合は、宛名に皇宮警察本部長を追記すること。

2 操縦者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。

3 小型無人機等の飛行に係る区域の欄には、小型無人機等の飛行に係る対象施設周辺地域内の区域を具体的に記載するとともに、当該区域を示す地図を添付すること。

4 操縦者欄には、法第8条第2項第1号又は第2号に掲げる小型無人機等の飛行を行おうとする者を記載すること。

5 操縦者の勤務先欄には、操縦者が当該者の勤務先の業務として小型無人機等の飛行を行おうとする場合にのみ記載すること。

6 同意をした対象施設の管理者又は土地の所有者若しくは占有者の欄には、操縦者が対象施設の管理者又は土地の所有者若しくは占有者の同意を得た者である場合にのみ記載すること。

7 同意をした対象施設の管理者又は土地の所有者若しくは占有者が複数の場合は、別紙に記載の上、これを添付すること。

8 製造番号欄には、製造番号、製造記号、管理番号、管理記号、型番号、品番その他いかなる名称であるかを問わず、小型無人機等の飛行に係る機器を識別するために付された文字、記号又は符号を記載すること。

9 不要の欄は、斜線で消すこと。

10 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

小型無人機等の飛行に関する通報書

国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第8条第3項の規定により通報します。

年 月 日

公安委員会 殿

公務操縦者

氏名

㊟

小型無人機等の飛行を行う日時	年 月 日 時 分から 時 分まで	
小型無人機等の飛行を行う目的		
小型無人機等の飛行に係る区域		
公務操縦者	氏名 生年月日 住所 電話番号	
公務操縦者の勤務先	名称 所在地 電話番号	
小型無人機等の飛行を委託した国又は地方公共団体の機関	名称 所在地 担当者の氏名 電話番号	

機器の種類					
機器の特徴					
製造者		名称		製造番号	
色		大きさ		積載物	
その他の特徴					
備考					

- 備考1 法第2条第1項第1号ホに掲げる対象施設に係る通報である場合は、宛名に皇宮警察本部長を追記すること。
- 2 公務操縦者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
 - 3 小型無人機等の飛行に係る区域の欄には、小型無人機等の飛行に係る対象施設周辺地域内の区域を具体的に記載するとともに、当該区域を示す地図を添付すること。
 - 4 公務操縦者欄には、法第8条第2項第3号に掲げる小型無人機等の飛行を行おうとする者を記載すること。
 - 5 小型無人機等の飛行を委託した国又は地方公共団体の機関の欄には、公務操縦者が国又は地方公共団体の委託を受けて小型無人機等の飛行を行う場合にのみ記載すること。
 - 6 製造番号欄には、製造番号、製造記号、管理番号、管理記号、型番号、品番その他いかなる名称であるかを問わず、小型無人機等の飛行に係る機器を識別するために付された文字、記号又は符号を記載すること。
 - 7 不要の欄は斜線で消すこと。
 - 8 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。